

平成29年度裁決一覧

事件番号	不服申立日	処分根拠法令	裁決日	申立内容	裁決内容	裁決
平成28年 西税管審第3号	平成28年9月28日	地方税法	平成29年6月19日	固定資産税及び都市計画税の賦課に関する処分の取消しを求めるもの	本件処分は法令の規定に基づき適正に行われているため、本件処分に違法不当な点はない。	棄却
平成29年 西税管審第1号	平成29年5月15日	地方税法	平成29年6月23日	市県民税賦課処分の過誤納金に係る還付の不作为があるとして、当該還付の可否の審査を求めるもの	審査請求人は法令に基づき行政庁に対して処分についての申請を行っていないため、本件審査請求は審査請求の要件を満たさず不適法である。	却下
平成28年 西税管審第4号	平成28年12月19日	地方税法	平成29年8月4日	固定資産税及び都市計画税の賦課に関する処分の取消しを求めるもの	本件処分は法令の規定に基づき適法に行われているため、本件処分に違法不当な点はない。	棄却
平成28年 西税管審第5号	平成28年12月27日	地方税法	平成29年8月15日	市民税の減免取消処分の取消しを求めるもの	本件処分は規則に定める算定方法に基づき適正に行われているため、本件処分に違法不当な点はない。	棄却

平成29年度裁決一覧

事件番号	不服申立日	処分根拠法令	裁決日	申立内容	裁決内容	裁決
平成28年 西子援総審第5号	平成29年2月21日	児童福祉法	平成29年10月12日	保育所等の利用を保留とする利用調整に関する処分の取消しを求めるもの	指数の決定及び利用調整については適正になされており、本件処分に違法不当な点はない。	棄却
平成28年 西子援総審第6号	平成29年2月27日	児童福祉法	平成29年10月12日	保育所等の利用を保留とする利用調整に関する処分の取消しを求めるもの	本件処分は、保育所等の利用希望者が最大利用可能人数を超えていることを前提として行われた利用調整であって、やむを得ないものであり、また、利用調整基準に基づき適正になされていることから、児童福祉法第24条に違反するとはいえない。	棄却
平成28年 西子援総審第7号	平成29年3月7日	児童福祉法	平成29年10月12日	保育所等の利用を保留とする利用調整に関する処分の取消しを求めるもの	入所定員に余裕がない保育所等に利用の申し込みがあった場合に、当該保育所の利用を保留とする利用調整をしても児童福祉法第24条に違反するといえない。	棄却
平成28年 西子援総審第8号	平成29年3月6日	児童福祉法	平成29年12月12日	保育所等の利用を保留とする利用調整に関する処分の取消しを求めるもの	本件処分は、保育所の利用希望者が最大利用可能人数を超えていることを前提として行われた利用調整であって、やむを得ないものであり、また、利用調整基準に基づき適正になされていることから、児童福祉法第24条に違反するとはいえない。	棄却

平成29年度裁決一覧

事件番号	不服申立日	処分根拠法令	裁決日	申立内容	裁決内容	裁決
平成29年 西税管審第2号	平成30年1月17日	地方税法	平成30年2月8日	市県民税特別徴収税額変更処分の取消しを求めるもの	審査請求の対象となる処分が取り消されたことから、本件審査請求は審査請求の利益を欠くため不適法である。	却下
平成29年 西政総審第1号	平成30年1月26日		平成30年2月16日	窓口封筒取扱事業者の不可決定の取消しを求めるもの	本件不可決定は私法上の行為であることから、行政処分に当たらず、審査請求の前提となる行政処分が存しないため、審査請求として成立すべき要件を欠いており不適法である。	却下